

一八六〇年代における上海道台の日本観

閻 立

はじめに

一 一八六〇年代における

清朝の外交体制

小論は、一八六〇年代に上海へ四回にわたり来航した日本の使節団および長崎奉行からの書簡に対し、上海道台が朝貢・互市体制と条約体制とを並存させる清朝外交体制のもとで、日本の位置づけを「互市国」から「無条約上海通商国」^①、さらには「章程国」へ転換していった経緯を明らかにしたい。なお、紙幅の関係で日本使節団の構成、派遣の過程、上海での活動などの具体的内容は諸先行研究に譲る。

南京条約以前の清朝の対外関係は礼部による朝貢国と互市国（朝貢国以外の国）との関係を維持していたと同時に、理藩院を通じて蒙古、新疆、チベット、中央アジア地域との関係を強化していた。日本は互市国に属されていたが、鎖国政策を実施したあと、互市といながら清国商人が長崎で一方的な貿易をしていたのである。

南京条約以後、五港が開放され、それまで広州のみで互市が許可されていたイギリスなどは五つの条約港で通商で

表1 1860年代における清朝の外交体制

外交体制	機 関	国・地域	
朝貢・互市体制	礼部	朝貢国	朝鮮、琉球、安南(ベトナム)、暹羅(タイ)、南掌(ラオス)、緬甸(ビルマ)、蘇祿(フィリピン)
		互市国	日本、南洋諸国
	理藩院 (1638年設立)	藩部	蒙古、新疆、チベット、ネパール、中央アジア
条約体制	総理衙門 (1861年設立)	条約国	英、仏、米、露
		無条約通商国	条約国以外のヨーロッパ諸国(相次ぎ条約国になる)

〈筆者作成〉

きるようになった。その後の天津条約(一八五八年)と北京条約(一八六〇年)によって、西洋の条約体制が清朝に導入された。清朝政府は総理各国事務衙門(以下、総理衙門と略す)を新設し、欧米列強国との外交を条約体制にしたが行うようになった。北京条約の相手国であった英、仏、露、米は条約港で通商を行う以外に、北京に公使を駐在する政治的特権を有した。この四つの条約国に対し、ほかのヨーロッパ諸国は各条約港での通商が認可されたが、政治的特権を得なかった。いわば無条約通商国である。総理衙門はこれらの無条約通商国に対し可能な限り条約締結を避け、条約国を増やさない方針を取っていた。ところが実際には、無条約通商国が条約国の仲介によって次々に条約国となっていた。³⁾

しかしながら清朝政府は、西洋諸国に対する条約体制に対応すると同時に、東アジア・東南アジア諸国に対しては従来の朝貢・互市体制は維持しようとしたのであった(表1)。

表2 1860年代に上海に来航した日本使節団一覧表

回数・船名	上海滞在期間 (西暦)	使節団の構成	派遣目的	特徴	上海道台	道台の訪問
第一回 千歳丸	1862年 6/3~7/31	御勘定根立助七郎 以下日本人50名	①海外貿易の試行 ②上海通商の打診	オランダ商品 としての通関	呉煦	有
第二回 健順丸	1864年 3/28~5/14	箱館奉行支配調役 並山口錫次郎以下 50余人	①海上訓練 ②海産物の販売	「日本番号」で の通関	応宝時 (代理)	有
第三回 北京号	1865年 4/20~4/30	外国奉行支配調役 石井岩司以下2名	①長州藩の藩船売 却の調査 ②通商条約締結の 予備調査	第二次長州戦 争の導火線	丁日昌	有
第四回 ガンジ ス号	1867年 2/19~5/5	浜松藩内河内守 家来名倉予何人 以下8名	学科・火術の修業 (一般視察・貿易 通商)	①藩主による 海外派遣 ②南京見学	応宝時	無

注：第4回使節団は、3/17~3/28の間、南京に滞在。

(筆者作成)

二 日本使節団の上海来航に対する 上海道台の対応

一八六〇年代に日本使節の上海来航は合わせて四回であった(表2)。日本の上海来航によって上海道台は新しい外交問題、すなわち、従来の外交体制のもとで日本をどのように位置づけるかという問題に取り組みこととなった。

(一) 第一回の上海来航—千歳丸の場合—

一八六二年六月に上海に来航した千歳丸の最初の目的は、持ってきた海産物をオランダ商品として通関し上海での販売許可を得ることであった。⁽⁴⁾ 当時の道台を務めた呉煦は清国銅商の日本での銅購入の事実を踏まえ、「天朝が遠人を懐柔する意」を示し一回限りの貿易を許可した。⁽⁵⁾ この時点では呉煦は従来の日清互市関係に基づき、日本の要請に応じたのである。

しかし、太平天国の影響で売れ行きは予想以上に不調であった。そこで日本側は、今回は仕方がないとしても、今後は他の無条約通商国と同様に上海での通商を認めるよう要求した。これに対して、呉煦は他の西洋国のように広州

通商の経歴を持っていないという理由で日本側の要請を拒否した。

一方、彼は上海で十数カ国が貿易を行っているの、日本の商船は西洋の無条約国の章程を参考にし、上海のみでの通商なら可能であろうと上司に意見を求めた。⁶⁾ここでは呉煦は日本を無条約通商国に準じて対応しようと考えていた。総理衙門がまだ明確な指示を出していないうちに、千歳丸は帰国することを決めた。使節団はもし総理衙門が通商を拒否した場合、後日、幕府は改めて公使を派遣し交渉するということを残したまま上海を立った。

その後、清国側では通商の許可について、意見の対立が見られた。呉煦は「日本側は通商だけを求めており、しかも上海のみに限定しているだけで、他に希望はない。また悪巧みもないので、要請は許可すべきである」と主張した。⁷⁾また、上海での通商方法については「通関手続きは西洋無条約通商国の例に倣って一律に行う。ならびに役人の設置を許可し、部屋を貸し滞在させ、日本の通商事務を管理させる。他の東洋諸国には日本を例にはさせない。また役人には日本商人に勝手に別の港口で貿易させないことを約束させる。このように制限があることを示せ。そうすれば特

に弊害は生じないであろう」という具体案を提示した。⁸⁾つまり、上海通商に限って呉煦は日本を無条約通商国と同様に位置づけたのである。

呉煦の提案に対して、当時江蘇巡撫を務めた李鴻章と総理衙門はできるだけこれまでの互市関係を維持すべきと考え、上海通商には難色を示した。

その後、新任の上海道台の黄芳は日本との通商について「前任の呉道台の提案に従い、西洋無条約通商国の例に倣って上海のみで通商させ、役所を設立させ、日本の商務を処理させる。ただし、日本側に他の港口での貿易は許可しない点を説明し、制限があることを示す必要がある」というように呉煦と同じ意見を示していた。日本を無条約上海通商国に位置づけつつも、その通商条件を制限すべきと主張していた。

こうして呉煦と黄芳は日清両国間ですでに存在していた長崎貿易の關係に着目し、日本の位置づけを互市国から無条約通商国に切り替えようとした。一方、通商を上海に限定し、「無条約上海通商国」という新たな位置づけを設定した。これは欧米諸国と区別するほかに、通商を希望する日本に対して主導権を握ろうととしての対応策であった。結

局、清国側では意見が統一されなかった。

(2) 第二回の上海来航―健順丸の場合―

健順丸は一八六四年三月末に上海に到着し、代理道台の応宝時を訪問した際、通商などの要求には言及せず、海上訓練の傍らで海産物を販売したいと言ったため、応宝時は健順丸の来航を一回限りの貿易と理解した。彼は「乾隆四十六年に戸部が刊行した『江海関則例』¹⁰で東洋の商船の入港と出港の税額および商人の取引に関する条文があり、東洋の商船が上海で貿易するのは禁止されておらず、中国との通商は西洋より早い」と述べて、¹¹両国の貿易関係がすでに存在した事実を強調し、「日本番号」で通関の手続きを済ませた。

乾隆年間の則例を取り上げたことよって、これまでの日本との貿易は一方的で、日本側が来ることはなかったという清国側の原則は崩れた。そして、前回の千歳丸と異なり、今回は「日本番号」で欧米諸国と同様に通関をさせた。応宝時から見ればこれは単に乾隆年間の日清間の互市関係を一回復元しただけのことだったかも知れないが、結果から見れば、日本を「無条約上海通商国」として扱ったこと

になる。

(3) 第三回の上海来航―北京号の場合

一八六五年に長州藩が上海で藩船を売却し新式武器を購入した件を調査するため、幕府は役人を三人上海へ派遣した。彼らは北京号に搭乗し四月に上海に到着し、その後オランダ領事館とアメリカ領事館で聴取を行った。そして、調査の傍らに使節らはオランダ領事館で日清通商条約締結の予備調査も行った。¹²

上海に来航した三人は、道台丁日昌を表敬訪問したが、直接通商などのことには触れなかったため、丁日昌の通商についての考えは不詳であった。しかし、丁日昌は上海で発行された新聞紙などから日本に関する情報を得て、比較的早い段階から日本の動きに注目した地方官僚の一人であった。彼は一八六四年九月に李鴻章を通じて総理衙門に意見書を提出し、清国は外国の技術を学び、汽船・洋式帆船を購入、運用するよう提案した。その中で日本のことについて、次のように述べている。「近年日本は心を専らにし、志を致し、船を購入し、機械を造り、幾度泰西の精能にも及ぶも、但し泰西の熟練さには如かず」¹³と。すなわち、

洋務運動が始まった頃から清朝の一部官僚は日本に対して徐々に関心を持つようになった。

(4) 第四回の上海来航―ガンジス号の場合―

これまでの幕府の派遣と異なり、一八六七年二月に浜松藩（井上河内守）と佐倉藩（堀田相模守）とは共同で使節団を編成し上海へ派遣した。名目上の目的は、学問や技術の修得となっていたが、実際は通商の試みと見られる。いわば幕府派遣ではなかったため、上海道台や欧米国の領事館への正式訪問をしておらず、民間貿易ルートを模索した点からみれば貴重な体験をしたといえよう。

これまで、上海来航の幕府の使節団は同地での貿易などが終わり次第直ちに帰国し、上海以外のところへは足を延ばすことを禁じられていた。一八六二年と一八六四年に來航した日本使節に対して上海道台と総理衙門は日本側が上海以外の条約港にも舵を取ることを心配し、その都度「商品を販売したら直ちに帰国すること」「長江の沿岸に入ることはできない」というように清朝の方針を強調したのであった。

残っている使節らの日記から見る限りは、今回の浜松・

佐倉両藩による使節団は上海滞在中、公私とも道台応宝時との交際はなかった。しかし、部下の要請に応じて応宝時は非公式に官船を出して随行者を同行させ、無料で日本人一行を南京見学へ行かせたのである。¹⁴⁾ これまでの幕府派遣の使節団と異なる柔軟な対応が示されたのであった。

日本の来航に対して歴代の上海道台はそれぞれの対応策を模索していた。一応形式上では、日本を互市国から無条約上海通商国に転換させたが、対日方針を明確に定めてはいなかった。

三 長崎奉行の書簡に対する上海道台の対応

一八六八年三月二六日に、長崎奉行河津伊豆守の書簡がイギリスの領事を通じ道台応宝時に届いた。

手紙には「現在、貴地へ赴き、學術を伝習したり商業を営んだり、居留したいという要請が出ているので、今後、このような人物が貴地へ行った際には、面倒を見てほしい。しかし勝手に入ることを恐れるため、旅券取調の印章を上海道台署へ呈示したい」と書いてある。¹⁵⁾ つまり、通商を前提として旅券の印章を上海道台へ送り、これから上海に長期滞在する日本人を守ってほしいという要請であった。

これに対し、応宝時は「もし中国に滞在する人が犯罪を起こした場合、どのように処置するべきかについては書簡に書かれていない」というように述べた。⁽¹⁶⁾ 実は一八六七年一二月に、長崎奉行と応道台の間で書簡が交わされ、日清両国の居留民に関する訴訟事件は在留国の法律を適用するという「取極」を行つた。⁽¹⁷⁾ この関係で、応宝時は日本人の長期滞在によって上海で混乱が起こる場合、その処理を厄介に思つていた。

また、応宝時は「もし通商の要請が強く拒否された場合、日本人は必ず西洋諸国の力を借りて清国と条約を締結することになると心配した。そこで彼は次のような提案を出している。「ここでは通商を認めておき、別途、制限する(箝制)章程を議定したほうがよい。これだと朝廷の寛大な意を示しながらも、条約国を増やさなくて済む」と。⁽¹⁸⁾

応宝時は長期滞在の日本人の管理を煩わしく感じる一方で、日本側の要請を拒否することで条約締結を迫られる可能性を予想した。彼は条約国を増やさないとという総理衙門の方針を守りながら、「章程」という新たな枠組みを作ることによって日本を牽制する方策を考えた。この時点において中英天津条約は一〇年目を迎えて改正案の準備段階に

入り、条約内容の利害関係に関して、応宝時は以前よりよく理解できたはずである。これまでの無条約通商国は相次いで条約国となつていたので、そこで日清間で西洋諸国の条約と異なる章程を作成しようとしたのである。

一方、総理衙門はまず通商については「もし日本商船が上海のみで貿易をし、長江に入らず、ほかの条約港にも野望を持たないならば、前例がある以上、入港を認める」というように、⁽¹⁹⁾ 上海のみの貿易を認める姿勢を示した。また、「章程」の内容について具体的に指示をした。⁽²⁰⁾

応宝時はその後、五口通商大臣を務めていた曾國藩や総理衙門との間で章程の内容について何度も意見を交わした。こうして準備をしていたなかで、日本では明治維新が起こつた。幕府と上海道台との上海通商についての交渉はこれで中止になつてしまつた。

一八六八年の長崎奉行書簡に対して、上海道台から総理衙門までが上海通商許可の態度を示したが、条約国にはさせない日本に対しては「制限」可能な「章程」を結ぶ方針が固定された。

小 括

小論では、一八六〇年代における上海道台の日本認識に焦点をあて、日本を朝貢体制の「互市国」から条約体制の「無条約上海通商国」に、さらに「章程国」に位置づけるといふ対日政策の変化を明らかにした。

一八七一年に日清修好条規を締結した際、清朝側の主張により、これまでの清朝と西洋列強国との間で結ばれた諸「条約」と区別するために、西洋諸国に与えた「最惠国待遇」を条文に入れなかったほかに「条規」という称呼が用いられた。それは、一八六八年に日本を「章程国」にしたという清朝側の意図と大きな関連があるといえよう。

日本の位置づけの変化を図式にすれば六〇年代の「互市国」「無条約上海通商国」「章程国」から七〇年代の「条規国」という流れとなったが、清朝側は日本を欧米諸国と同様に扱うことを避けようとしたと同時に、日本に対して主導権を握ろうと図っていた。近代の日清関係はこういった経緯の中で展開されていた。

(1) 清朝の道は布政司と按察司の出先機関で、主な業務内

容は管内各府県の行政を監察することである。上海道の正式な名称は「分巡蘇松太兵備道」で、蘇州府、松江府、太倉州地域の政務を監察する。雍正八年（一七三〇年）からこの機関はずっと上海に駐在していたので、俗に上海道と呼ぶようになったのである。道の長を務める役人は道員と呼ばれるが、正四品官で、道台はその尊称である。アヘン戦争以後、上海の開港に従って対外交渉が多くなってきたが、上海道台が上海地域の外交、洋務、海関などの事務を担当するようになった。

(2) 上海道台や幕末日本の上海派遣に関する研究は数多いが、一八六〇年代における上海道台の対日認識の総合的な論述は少なく、梁元生『上海道台研究―転変社会中之聯繫人物 一八四三―一八九〇―』（陳同訳、上海古籍出版社、二〇〇三年）が代表的なものである。幕末日本の上海派遣については、宮永孝『高杉晋作の上海報告』（新人物往来社、一九九五年）が四回の派遣について詳しく分析している。中国語で書かれた代表的な研究は王曉秋『太平天国革命対日本の影響』（中国近代啓示録）北京出版社、一九八七年）、馮天瑜『千歳丸』上海行―日本人一八六二年的中国観察―』（商務印書館、二〇〇一年）がある。これらの研究は高杉晋作などの派遣使節らの日記に基づき、上海に來た使節らによって太平天国に関する情報や上海の実態が日本へ伝えられ、それが日本人の中国観を転換させる契機となり、日本の近代化に影響を与えたという観点に立っている。また、一八六二

年と一八六七年に使節として二回も上海に来た名倉予何人が残した中国人との筆談録を利用して日清提携の側面を論じた論文として森田吉彦「兵学者名倉信敦の幕末海外見聞」(『帝京大学文学部紀要日本文化学』第四〇号、二〇〇九年三月)が参照できる。そして、闊立「一八六七年における浜松・佐倉藩士の上海視察」(『大阪経大論集』第六一巻二号、二〇一〇年七月)では、日本使節団の南京見学の経緯が述べられている。一方、清朝側の史料「総理各国事務衙門清檔」(台湾中央研究院近代史研究所所蔵)を利用し、千歳丸や健順丸の上海派遣と、長崎奉行による書簡に焦点をあて、清国側から見た幕末日本を論じた研究は、川島真「江戸末期の対中使節への新視角―総理衙門檔案からの問い―」(『中国研究月報』第五七巻五号、二〇〇三年五月)、闊立「清末中国の対日政策と日本語認識」(東方書店、二〇〇九年)第二章が参照できる。

(3)

- 一八六一年九月 中徳(プロシヤ)通商条約
- 一八六二年八月 中葡(ポルトガル)和好貿易条約
(批准せず、一八八七年二月締結)
- 一八六三年七月 中丹(デンマーク)天津条約
- 一八六三年一〇月 中和(オランダ)天津条約
- 一八六四年一〇月 中国日斯巴尼亞(スペイン)和好貿易条約
- 一八六五年一二月 中比(ベルギー)通商条約
- 一八六六年一〇月 中意(イタリア)通商条約

一八六九年九月 中奥(オーストリア・ハンガリー)

通商条約

(4) 同治元年七月初一日収、通商大臣薛文一件(台湾中央研究院近代史研究所所蔵「総理各国事務衙門清檔・無約国案(日本)・日本商人擬来滬貿易事」(以下省略))。

(5) 同治元年七月初一日収、通商大臣薛文一件。

(6) 同治元年八月初四日収、通商大臣薛文江蘇巡撫李文一件。

(7・8) 同治元年閏八月二十八日収、通商大臣薛文江蘇巡撫李文一件。

(9) 同治元年十一月十九日収、通商大臣薛文江蘇巡撫李文一件。

(10) 『清史稿』志一百三十三・邦交六・「日本」の中に「乾隆四十六年、戸部奏請頒江南海関則例、定東洋商船出口貨稅律」(乾隆四十六年に、戸部は東洋商船の輸出貨物の税金を定めたため、江南海関則例を頒布するように上奏した)と記されている。

(11) 同治三年四月初十日収、上海通商大臣文一件(台湾中央研究院近代史研究所所蔵「総理各国事務衙門清檔・無約国案(瑞・那・日本)・瑞・那・日本国来華請求設領通商事」)。

(12) 帰国後幕府へ提出した「中国貿易調査書」の中で、清国と条約締結について、「但一隊之御軍艦を以て直二天津二廻り、各国同様条約御取結相成、上海江者御国商船も御差遣相成候間、同所をはしめ其筋之官員被差置、居

留地等も各国同様之振合を以て借受置候ハハ、大変革等
有之候節虚隙ニ乘し意外之御得算も可有之候へ共」と書
かれていた。『杉浦讓全集 第一卷』一九七頁、杉浦讓
全集刊行会、一九七八年。

(13) 中央研究院近代史研究所『海防檔』丙、機器局一、五
頁、同治三年五月六日、一九五七年。

(14) 閣立「一八六七年における浜松・佐倉藩士の上海視
察」(『大阪経大論集』第六一卷二号、二〇一〇年七月)
を参考。

(15) 同治七年三月初三日収、上海通商大臣文一件(台湾中
央研究院近代史研究所蔵「総理各国事務衙門清檔・無
約国案(日本)・日本請求通商貿易事」(以下省略))。

(16) 同治七年三月初三日収、上海通商大臣文一件。

(17) 明治二年十月長崎県ヨリ外務省宛「日支間ニ於テハ訴
訟事件ニ対シテハ在留国ノ法律ヲ適用スル様決定方申請
ノ件」(『日本外交文書』第二卷第三冊、二六三頁)。

(18) 同治七年三月初三日収、上海通商大臣文一件。

(19・20) 同治七年三月初八日発、上海通商大臣文一件。

(えん りつ・大阪経済大学経済学部准教授)